

● 勧告文（仮訳）と担当ワーキンググループ

決議案：43 COM 7B.10（2019（令和元）年 7 月） 世界遺産委員会は、 1. 文書 WHC/19/43.COM/7B を検討した上で、 2. 第 39 回委員会会合（ボン、2015 年）及び第 41 回委員会会合（クラクフ、2017 年）で採択された決議 39 COM 7B.13 及び 41 COM 7B.30 を想起し、		
勸	告	対応の方向性（案）
3. 日本とロシア連邦がロシア内のトド繁殖地において実施した共同調査、及び両国による、本亜種の管理に資する個体群動態モデルの開発計画を歓迎し、結果が提供可能になり次第、世界遺産センターに提出するよう要請する（request）；		<b>【海域 WG】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の当海域で捕獲された個体からは年齢や性成熟状態などの生物学的情報も取得しており、これらを活用した動態モデルの作成を計画しているところである。</li> <li>ロシアとの共同調査を毎年行っており、2020 年には千島列島、サハリンおよびオホーツク北部繁殖場での調査と焼印付けを計画している。しかし、北方四島は係争地域であるため調査実施の目処が立っていない。</li> </ul>
4. 鰭脚類による継続中の沿岸漁業被害の報告、及び、非致死対策が被害削減にまだ効果を発揮していないという結論に留意し、当該国に、漁業被害軽減における効果の観点から駆除継続の正当性の説明を要請し、本亜種に関する正確で包括的なデータはまだ欠如していることを考慮し、管理のためにそうしたデータが提供されるまでは予防アプローチに基づいて、トドの現在の駆除レベルを見直すよう強く促す（urge）；		<b>【海域 WG】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>トドによる漁業被害は、2012 年に約 2 億円と急増したことから、駆除枠を 15 頭に増やした。非致死的手法の銃による追い払いを併用して取り組むことで、駆除数を維持しながら、漁業被害の低減に取り組んでいる。</li> <li>被害額は翌年の 2013 年には被害額が約 3 億となったものの、その後は減少し、直近は約 1 億円で推移しており、被害の拡大を止めている。</li> <li>被害防除対策として、強化刺し網の試験を行っている。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これらの対策を継続することでトドとの共存を図りながら漁業被害の軽減に取り組んでいる。</li> <li>・駆除・追払後にトドが周辺海域から姿を消すことから、一定の被害軽減効果がある。</li> <li>・追払のみの場合、他の手法(花火弾・空砲)同様に危険性がないと判断され、効果が薄れることから、駆除の継続は必要。</li> <li>・トドの絶滅を防ぐため、採捕数に上限を設けている。将来的な管理計画策定のため、海域への来遊状況の調査を行う。</li> </ul>
<p>5. 管理計画及び多利用型統合的<span>海域管理計画</span>においてトドのモニタリングや管理の詳細が欠如していることに懸念を持って留意し、当該国に、確実に、これらの文書がさらに強化され、トド<span>個体群管理</span>に対して<span>予防的アプローチ</span>を反映したものとなるよう要請する；</p>	<p><b>【海域 WG】</b>      ※決議項目 3 及び 4 に係る対応の方向性と<span>海域ワーキンググループ</span>での議論を踏まえ記載する。</p>
<p>6. ルシャ川を可能な限り自然に近い状態に再生するという当該国の表明や、3つの治山ダム撤去の選択肢や橋の代替案に関する評価の進捗を歓迎し、本件に関しさらに助言するための IUCN 諮問ミッションを 2019 年秋に招聘することを評価して留意する；</p>	<p><b>【河川工作物 AP】</b>      ※今後、ミッション実施のレポートが示されることから、その内容次第で対応について記載の可能性あり。</p>
<p>7. 締約国に、気候変動の資産に対する影響のモニタリングを継続し、資産の OUV へのいかなる影響も最小化するような<span>適応管理戦略</span>の策定を奨励する (encourage)；</p>	<p><b>【科学委員会】</b>      (モニタリング)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期モニタリング計画 (2012 年策定) に基づき、海氷面積の動向等、気候変動に関するモニタリングを継続実施。</li> <li>・2019 年には本計画を見直し、調査手法や評価の実施体制等を整理。気候変動影響に係る項目についても、新たな調査分析等に着手。</li> <li>・モニタリングを継続し、気候変動影響の早期把握に努める。</li> </ul> <p>(適応管理戦略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本は 2018 年に気候変動適応法を制定、気候変動適応計画を閣議決定。2019 年に「国立公園等の保護区における気候変動への適応策</li> </ul>

	<p>検討の手引き」を整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• これらの方針の下、「自然遺産サイトへの気候変動適応－実践ガイド（2014）」も参照しつつ、知床での適応管理戦略策定に向けた準備を進める。</li> <li>• 一方で、検討に必要な OUV への主要な影響の整理や評価指標の選定、評価対象の将来予測については、必要に応じてモニタリング計画を改定する等更なる基盤情報の収集・分析や研究を要する。</li> <li>• 今後、適応管理戦略策定に向けて、研究機関等と連携し、これらの基盤情報の収集・分析等を着実に進める。</li> </ul>
<p>8. 更に締約国に対し、2021 年の第 45 回世界遺産委員会会合による検討のため、2020 年 12 月 1 日までに、資産の保全状況及び上記決議の実施状況についての最新の報告書を、世界遺産センターに提出するよう要請する。</p>	<p><b>【科学委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2020（令和 2）年 8 月（予定） 第 1 回科学委員会にて保全状況報告書のとりまとめ（勧告項目毎の報告文章は科学委員会までに担当 WG・AP で作成）</li> <li>• 2020（令和 2）年 10 月 英訳作業完了</li> <li>• 2020（令和 2）年 11 月中 世界遺産センターに提出</li> </ul>